

令和3年度

久米島町

国民健康保険収納対策緊急プラン

1. 国保資格及び国保税賦課の適正化

- (1) 他保険加入者の把握に努め、早期に資格喪失届の提出を勧奨する。また、大幅な遅延者については、担当職員による調査等に基づき職権で国保資格を喪失させる。
- (2) 所得未申告者へ文書や臨戸、電話等により申告勧奨を行い、適正課税に努める。
- (3) 失業等のほか新型コロナウイルス感染症の影響による納付困難な世帯について、町減免規定により積極的推進を図る。
- (4) 非自発的失業者の軽減措置等の減免制度を国保加入者へ周知を行う。
- (5) 広報誌及びホームページ等を活用し、国保制度や事業の周知・啓発を図る。

2. 徴収体制の充実・改善

- (1) 短期被保険者証の交付により、滞納者との接触の機会を図り、納付指導を行う。
- (2) 1年以上の長期滞納者については、資格者証の交付を検討する。
- (3) 新規加入者に対し、窓口や納税通知書送付時による口座振替の勧奨を行う。
- (4) 11月及び12月を徴収月間と位置づけし、収納強化を図る。
- (5) コンビニ収納の継続実施や周知を図るなど、納税者の利便性向上に努める。
- (6) 町税務課との連携により情報を共有し、徴収体制の充実を図る。
- (7) 地区及び県主催の研修会等へ積極的に参加し、職員の資質向上を図る。

3. 滞納処分実施の取組について

- (1) 令和3年度に発生した滞納を発生直後から早期に財産調査を行い整理する。
- (2) 滞納者の財産調査を行い滞納処分を実施する。
- (3) 少額滞納案件を11月、12月の期間に集中的に整理を行う。
- (4) 財産調査結果に基づいて、納税資力の見極めを行い、滞納処分により著しく生活を窮迫させるおそれのある場合は、執行停止処分を行う。

お問合せ：福祉課 保険・年金班 国保担当 ☎985-7124